

特別母樹林損失補償金（継続）

【平成19年度概算決定額 9,690（10,552）千円】

事業のポイント

特別母樹林の所有者に対し、保存に伴う損失補償を交付

特別母樹（林）は、地域の自然環境に永年順応し、特に優良な形質を有する樹木、又はその集団を育種素材として提供するための種穂の供給源であり林業種苗法の規定に基づき、農林水産大臣が指定。

政策目標

現在、指定している特別母樹林174 haの私有林について、損失補償金を交付

<内容>

林業種苗法の規定に基づく特別母樹（林）の指定に伴い、森林所有者が本来得られるであろう所得の損失を同法の規定により補償します。

<補助率>

補助金

<事業実施主体>

国

<事業実施期間>

昭和46年～

[担当課:林野庁研究・保全課]